

令和 3 年度那覇とまーるクーポン事業【観光体験（アクティビティ）登録申請要領
令和 3 年 10 月 7 日

1. 観光体験（アクティビティ）事業者の登録要件

令和3年度「那覇とまーるクーポン事業」にかかる【土産品店】及び【観光体験事業者】向け取扱要領に定めるもののほか、次の要件を満たす事業者を本事業のクーポン利用登録事業者として登録する。

2. 観光体験（アクティビティ）について

本事業の対象とする観光体験（アクティビティ）（以下「観光体験等」という）とは、次の(ア)及び(イ)の定義に該当するもののうち、主に観光客を対象に行うものをいう。また、以下に掲げる「地域」の範囲は沖縄県内とする。

(ア) 観光体験の定義

地域の文化に触れる体験、地域の素材を活用したものづくりやサービスなど、地域でしか体験できない要素を取り入れた観光商品や首里城、識名園、歴史博物館など、地域の歴史文化等の鑑賞施設。

(イ) アクティビティの定義

上記の観光体験の中で特に身体を使った活動的な観光体験商品。

(ウ) 複数サービスの組み合わせについて

観光体験等とともに当該観光体験等に関連するサービス（例：観光体験等に宿泊や食事をセットにしたプラン）等又は物品を組み合わせる場合は下記の事項に留意し、一つの対象商品とし販売することができる。

- ① 組み合わせるサービス・物品の価格又は価値相当額は、主たる観光体験等の金額を超えてはならない。
- ② 複数サービスを組み合わせる場合、組み合わせるサービス提供事業者についても本要領の「3登録手続き」(ウ)の②及び④を提出すること。

(エ) 以下の①～④に該当するものは本事業の対象外とする。

- ① 市外の観光施設等の入場など、チケット単体の販売。
- ② 単に飲食をするだけのもの（ホテル、レストラン又は居酒屋等での飲食）
- ③ 提供されるサービス・物品に金券等の換金性の高いもの及び本事業の趣旨から適切でないとして事務局が判断したもの。
- ④ 特定の観光体験等を複数回利用できるもの。（年間パスポート、回数券等）
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定する「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」に該当するもの。

⑥ 公序良俗に違反するもの、及び社会通念上不相当とされるもの。

※上記に掲げるもの以外でも、事業の趣旨に合致しない等の理由により登録を許可できない場合がある。

(オ) 観光体験等の具体例

基本的な考え方は次のとおり。

- 那覇市域で観光体験等とする。
- 市外の観光体験等は原則として不可。ただし市内発着の観光ツアー商品を市内事業者が販売する場合であれば可とする。
- 観光ツアーは那覇市がサービスの起点となる商品とする。(那覇市発着等)
- 市外観光施設のチケットのみの販売や当該施設のみの登録は不可とする。
これは、当該事業が市域基幹産業の存続・維持・発展を図る目的として、市民に市内土産品店及び市内体験型観光コンテンツに使用できるクーポン券(割引券)を発行し、これを利用促進することで域内の消費需要の喚起を図り、地域経済の循環促進につなげる趣旨となっていることによる。

(例)

- ① 鑑賞 伝統工芸館、焼物博物館等の展示施設等の入場料金
- ② 観劇 テンブス館等の歴史文化演目観劇料金
- ③ 史跡等 首里城公園、識名園、玉陵等の入場料
- ④ 工芸体験 伝統工芸館各体験メニュー、壺屋焼物体験
- ⑤ まち巡り 那覇まちま〜い、街角ガイド等ガイドツアー
- ⑥ 観光ツアー 市内発着の貸切バス・貸切タクシーによる県内観光施設めぐり等の周遊商品
- ⑦ マリナアクティビティ ダイビング、シュノーケリング、パラセーリング等の商品
- ⑧ 観光沖釣りツアー 観光客向け沖釣り体験商品

(カ) 複数サービスの組み合わせ例(金額は参考例)

- ① 琉球ガラス製作体験+タンブラー2個付き =3500円【可能】

琉球ガラス製作体験	=2000円	主たる観光体験費用
タンブラー2個	=1500円	
- ② 美ら海水族館チケット付+北部周遊バスツアー =10,000円【可能】

水族館チケット	=1500円(物品扱い)	
周遊バスツアー	=8500円	主たる観光体験費用
- ③ 沖縄ワールドチケット付+南部周遊バスツアー =8,000円【可能】

施設入場チケット	=1300円(物品扱い)	
周遊バスツアー	=6700円	主たる観光体験費用
- ④ 壺屋焼物博物館2名+絵葉書セット付き =1200円【可能】

焼物博物館チケット350×2	=700円	主たる観光体験費用
絵葉書セット	=500円	

⑤ 居酒屋飲み食い放題＋琉球舞踊体験付	=3500円【不可】
飲み食い放題	=3000円
琉球舞踊体験	= 500円 主たる観光体験費用

3. 登録手続き

(ア) 登録方法

登録を希望する事業者は、(ウ)に掲げる資料を PDF 化し、以下の宛先へメールで提出すること。メールや PDF 化ができない事業者については郵送で提出してください。

メールで提出した場合、原本送付の必要はありません。

【申請先メールアドレス】 info@naha-navi.or.jp

【郵送先】〒900-0013 那覇市牧志 3-2-10 てんぶす那覇 3 階
一般社団法人那覇市観光協会 那覇とまーるクーポン事務局宛

(イ) 申請受付期間

受付開始日～令和 3 年 11 月 30 日 (火)

(ウ) 提出書類

以下の①～⑦に掲げる資料を全て提出すること。

- ① 令和 3 年度那覇とまーるクーポン事業登録申請書 (土産品・観光体験)
※観光体験等として登録した場合は、他への登録はできません。
- ② 営業許可証の写し ※営業許可の必要な業種のみ
- ③ 預金通帳の写し (①の登録申請書に記載した口座通帳)
 - ・表紙 (金融機関名、店番、口座番号、口座名義人)
 - ・表紙うら面 (口座名義人 (フリガナ)、口座番号、銀行名、支店名)
- ④ 誓約書 ※押印必要
- ⑤ 以下に掲げる写真
 - ・営業所等の拠点の外観
 - ・取扱サービス等の概要がわかる写真
 - ・施設等に掲出しているシーサステッカー (掲示場所がわかるよう撮影)
- ⑥ 取り扱い観光体験等のサービス内容がわかるチラシ、ポスター、パンフレット等の写し
- ⑦ 「令和 3 年度那覇とまーるクーポン事業」セルフチェックリスト (第 3 号様式)

(エ) 様式書類

提出様式は、次の URL から入手 (ダウンロード) してください。

一般社団法人那覇市観光協会ホームページ

URL:<https://www.naha-navi.or.jp/magazine/2021/06/28381/> QR:



(オ) 登録承認、店舗情報の公開について

提出された書類の資格確認・審査（現地確認を含む）を行い、登録承認した店舗（事業所）については専用サイト等においてクーポン券利用登録店舗である旨の情報を公開します。なお、申請を受理した日から審査～登録承認、専用WEB サイトへ情報を掲載するまで、1 週間程度の時間を要します。

また、登録承認後は、登録店舗（事業所）とわかるように後日配布予定の広告用ポスター等を利用者がわかりやすいように掲示してください。

(カ) 審査結果について

審査結果については、登録申請書に記載している担当者までメールにて連絡いたします。

4. 問い合わせ先（事務局）

(ア) クーポン券取扱事業受託者

一般社団法人那覇市観光協会

電話：098-862-1442 Mail：info@naha-navi.or.jp

問い合わせ時間：平日9：00～17：00

(イ) 事業実施主体

那覇市経済観光部観光課

電話：098-862-3276 Mail：naha_k_kan001@city.naha.lg.jp

問い合わせ時間：平日9：00～17：00